

令和4年度ひたちなか市ふるさと納税プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

令和4年度ひたちなか市ふるさと納税プロモーション業務委託

2. 契約履行期間

契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

3. 業務の目的

本市では、令和元年にふるさと納税返礼品の基準が法制化されたことを受け、令和2年10月よりふるさと納税返礼品の提供を行っている。令和3年度には、寄附件数が6,000件を超えるなど、返礼品を通じた市の魅力発信に一定の効果が挙げられている。

こうした中、効果的かつ戦略的にインターネット広告によるプロモーションを実施することで、本市へのふるさと納税寄附件数増加及び返礼品を通じた市の魅力発信を図ることを目的として、本業務を実施する。

4. 委託料の上限

委託料は、1,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とし、本市が支払う委託料には、本仕様書に沿った事業を行うために必要なすべての経費を含む。

5. 業務内容

(1) 広告戦略の作成

本市及び全国のふるさと納税の動向、広告のターゲット層、配信時期及び配信時間帯等を考慮し、効果が最大となるよう広告戦略を立てること。また、効果測定に適切な指標について、市と協議のうえ決定すること。なお、使用媒体については、インターネットを必須とし、その他効果的と思われる媒体の使用についても提案可能とする。

(2) 広告の実施

(1) で立てた戦略に基づき、広告を実施すること。なお、広告のデザインは受注者において制作することとし、発注者は必要に応じて素材の提供を行う。

(3) 効果の検証

広告の効果を測定し、広告戦略を検証するとともに、必要に応じて改善策の検討を行うこと。

また、広告実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した報告書を作成すること。

6. 成果品

受託者は、次の成果品をひたちなか市に提出することとする。

(1) 報告書（紙印刷したもの） 2部

(2) 広告掲載物

※各データは CD-ROM または USB メモリースティック等の電子媒体に格納すること。

7. 成果品の権利関係

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものであり、受注者は本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表、貸与又は使用してはならない。

8. 留意事項

(1) 本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

(3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場

合には、受託者がその損害を賠償することとする。

- (4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

9. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。